

②臼杵市一般廃棄物処理場の設置及び管理に関する条例の 制定について

新環境センターの稼働に伴い下記条例案について、パブリックコメント募集します。

市民皆様のご意見を参考にさせていただきたいと考えております。

②「臼杵市一般廃棄物処理場の設置及び管理に関する条例」 (案)

新環境センターの稼働に伴い、これまで別々だった旧臼杵・野津エリアのごみ処理方法を市全体で一つに統一します。これに合わせ、新環境センターで野津エリアの分も処理を行うこととするよう、旧「臼杵市一般廃棄物処理場の設置及び管理に関する条例」(平成元年臼杵市条例第2号)を廃止し、新たに、衛生的で効率的な処理を行うための条例を作ります。

臼杵市一般廃棄物処理場の設置及び管理に関する条例（案）

（設置）

第1条 市内の一般廃棄物（規則で定めるものに限る。）を衛生的かつ効率的に処理し、公衆衛生の向上及び生活環境の保全を図るため、一般廃棄物処理場（以下「処理場」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 処理場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
臼杵市清掃センター	臼杵市大字久木小野1110番地の1
臼杵市不燃物処理センター	臼杵市大字久木小野573番地

（使用の許可）

第3条 処理場を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、処理場を毀損するおそれがあるとき、その他必要があると認めるときは、処理場の使用を許可しないことができる。

（使用条件）

第4条 市長は、処理場の使用を許可するに当たっては、管理上必要な使用条件を付すことができる。

（使用者の義務）

第5条 処理場の使用者は、係員の指示に従わなければならない。

（損害賠償）

第6条 処理場の使用者は、自己の責めに帰すべき理由により処理場を損傷した場合は、市長の認定に基づき、損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和9年10月1日から施行する。

（臼杵市一般廃棄物処理場の設置及び管理に関する条例の廃止）

第2条 臼杵市一般廃棄物処理場の設置及び管理に関する条例（平成元年臼杵市条例第2号）は、廃止する。

（準備行為）

第3条 この条例を施行するため必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。